

○ 建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三節 建築物の建築に関する確認の特例 第十条 法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の四において準用する場合にあつては同号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。 一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十一第一号に掲げるものであるもの その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ロに掲げる全ての規定、同号ハに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ハに掲げる全ての規定 二 四 （略） （居室の採光） 第十九条 （略） 2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。	第三節 建築物の建築に関する確認の特例 第十条 法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の四において準用する場合にあつては同号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。 一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十一第一号に掲げるものであるもの その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ロに掲げる全ての規定 二 四 （略） （居室の採光） 第十九条 （略） 2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。

- 一 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
- 二 診療所の病室
- 三 児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- 四 児童福祉施設等（保育所及び利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 五 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの

3
(略)

（主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角）

第九十九条の二の二 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）及び第三百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の地上部分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

2・3
(略)

（防火区画）

第一百十二条 法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適

- 一 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
- 二 診療所の病室
- 三 児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- 四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 五 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの

3
(略)

（主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角）

第九十九条の二の二 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）及び第三百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の地上部分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

2・3
(略)

（防火区画）

第一百十二条 法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適

合する建築物（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十四項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2・3 （略）

4 法第二十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第二十七条第一項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建

合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十四項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2・3 （略）

4 法第二十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第二十七条第一項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建

建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により準耐火建築物（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第三百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるもの）に限り、第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものと並びにその構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第一百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の

建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により準耐火建築物（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第三百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるもの）に限り、第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものと並びにその構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第一百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の

火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第百十四条第三項において同じ。）である階

二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

5 法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは法第二十七条第一項の規定により第九号の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、同項の規定により第一百十号第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条第一項の規定により第三百三十六号の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る）、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

6
（略）

11 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六号の二第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物（その構造及び用途

火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第百十四条第三項において同じ。）である階

二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

5 法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは法第二十七条第一項の規定により第九号の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、同項の規定により第一百十号第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条第一項の規定により第三百三十六号の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九号の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

6
（略）

11 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六号の二第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は

並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分を含む。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十三項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分で、国土交通大臣が定める基準に従い、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの

二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

12
23
(略)

(地下街)

第二百二十八条の三 (略)

2
4
(略)

5 第一百十二条第七項から第十一項まで、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項まで並びに第二百二十九条の二

三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分を含む。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十三項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分で、国土交通大臣が定める基準に従い、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの

二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

12
23
(略)

(地下街)

第二百二十八条の三 (略)

2
4
(略)

5 第一百十二条第七項から第十一項まで、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項まで並びに第二百二十九条の二

の四第一項第七号（第一百二十二条第二十項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第一百十二条第七項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第八項から第十項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第十一項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十四項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十六項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

6
(略)

（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物）
第三百三十条の九 法別表第二(ロ)項第四号、(カ)項第四号及び(ク)項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、圧縮ガス又は可燃性

の四第一項第七号（第一百二十二条第二十項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第一百十二条第七項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第八項から第十項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第十一項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十四項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十六項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

6
(略)

（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物）
第三百三十条の九 法別表第二(ロ)項第四号、(カ)項第四号及び(ク)項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯

ガスを燃料として使用する設備（これと一体として設置されるこれらのガスを貯蔵するものを含み、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類（消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）、アルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）、第二石油類（同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。）、第三石油類（同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。）及び第四石油類（同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。）並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

				用途地域	危険物
工業 雷管 、電 気雷 管及	爆薬	火薬		準住居地域	
		二十キログラム			
	二十五キログラム	五十キログラム		商業地域	
一万個					
	十トン	二十トン		準工業地域	
二百五十万个					

蔵される第一石油類（消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）、アルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）、第二石油類（同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。）、第三石油類（同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。）及び第四石油類（同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。）並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

				用途地域	危険物
工業 雷管 、電 気雷 管及	爆薬	火薬		準住居地域	
		二十キログラム			
	二十五キログラム	五十キログラム		商業地域	
一万個					
	十トン	二十トン		準工業地域	
二百五十万个					

(一)

火薬類
(玩具
煙火を
除く。

信号、 炎管、 火号	電気 導火 線	導火 線	導爆 線	信管 及び 火管	実包 及び 空包	銃用 雷管	び信 管号 雷
二十五キロ グラム		一キロ メートル			二千 個	三万 個	
二トン	三万 個	五キロ メートル	一・五 キロ メートル	三万 個	三万 個	十万 個	
	十万 個	二千五 百キ ロメ ートル	五百 キロ メ ートル	五十 万 個	千 万 個	二千 五 百 万 個	

(一)

火薬類
(玩具
煙火を
除く。

信号、 炎管、 火号	電気 導火 線	導火 線	導爆 線	信管 及び 火管	実包 及び 空包	銃用 雷管	び信 管号 雷
二十五キロ グラム		一キロ メートル			二千 個	三万 個	
二トン	三万 個	五キロ メートル	一・五 キロ メートル	三万 個	三万 個	十万 個	
	十万 個	二千五 百キ ロメ ートル	五百 キロ メ ートル	五十 万 個	千 万 個	二千 五 百 万 個	

		(二)		
		マツチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス		
			工 品	火 煙
交通大臣が	及び設備に ついて国土	位置、構造 蔵所のうち する屋内貯 一号に規定 令第二条第 一に規定	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に依じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれ限度による。	火 煙
取扱所（以下	規定する第 二種販売取	政令第三条 制に関する 危険物の規 定に依る		火 煙
		5 A	A—2	

(四)	(三)
(一) から (三) までのに掲げるものの外、	第一石油類、 第二石油類、 第三石油類又 は第四石油類
は、 3 A — 10	定める基準 に適合する もの（以下 この表にお いて「特定 屋内貯蔵所 」という。 ）又は同令 第三条第二 号イに規定 する第一種 販売取扱所 （以下この 表において 「第一種販 売取扱所」 という。） 、 3 A — 2
は、 3 A — 5	この表にお いて「第二 種販売取扱 所」という 。所）にあ つては、 3 A — 5
は、 5 A	2 A （特定屋 内貯蔵所、 第一種販売 取扱所又は 第二種販売 取扱所にあ つては、

(四)	(三)
(一) から (三) までのに掲げるものの外、	第一石油類、 第二石油類、 第三石油類又 は第四石油類
は、 3 A — 10	定める基準 に適合する もの（以下 この表にお いて「特定 屋内貯蔵所 」という。 ）又は同令 第三条第二 号イに規定 する第一種 販売取扱所 （以下この 表において 「第一種販 売取扱所」 という。） 、 3 A — 2
は、 3 A — 5	この表にお いて「第二 種販売取扱 所」という 。所）にあ つては、 3 A — 5
は、 5 A	2 A （特定屋 内貯蔵所、 第一種販売 取扱所又は 第二種販売 取扱所にあ つては、

この表において、Aは、(二)に掲げるものについては第百十六條第一項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(三)及び(四)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。

2

(略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第百三十六條の二の十一 法第六十八條の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次のいずれかに掲げる規定

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十條（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び法第三十七條の規定

(2) 第三章（第五十二條第一項、第六十一條、第六十二條の八、第七十四條第二項、第七十五條、第七十六條及び第八十條の三を除き、第八十條の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定

ロ 次に掲げる全ての規定

(1) イ(1)に掲げる規定並びに法第二十一條から法第二十三條まで、法第二十五條から法第二十七條まで、法第二十八條の二（第三号を除く。）、法第二十九條、法第三十條、法第三十五條の二、法第三十五條の三、法第三章第五節（法

この表において、Aは、(二)に掲げるものについては第百十六條第一項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(三)及び(四)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。

2

(略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第百三十六條の二の十一 法第六十八條の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次のいずれかに掲げる規定

(新設)

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十條（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び法第三十七條の規定
ロ 次に掲げる全ての規定
(1) 法第二十條（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び法第三十七條の規定
イ(1)に掲げる規定並びに法第二十一條から法第二十三條まで、法第二十五條から法第二十七條まで、法第二十八條の二（第三号を除く。）、法第二十九條、法第三十條、法第三十五條の二（第三号を除く。）、法第二十九條、法第三十條、法第三十五條の二（第三号を除く。）、法第三章第五節（法

第六十一条第一項中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

- (2) イ(2)に掲げる規定並びに第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第四章（第百十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二、第五章の三、第七章の二及び第七章の九の規定

ハ 次に掲げる全ての規定

- (1) ロ(1)に掲げる規定並びに法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二第三号、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条の規定
- (2) ロ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第百十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第百二十九条の二の四第三項第三号を除き、第百二十九条の二の三第二号及び第百二十九条の二の四第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

(表 略)

条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条第一項中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

- (2) 第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章（第百十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二、第五章の三、第七章の二及び第七章の九の規定

ロ 次に掲げる全ての規定

- (1) イ(1)に掲げる規定並びに法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二第三号、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条の規定
- (2) イ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第百十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第百二十九条の二の四第三項第三号を除き、第百二十九条の二の三第二号及び第百二十九条の二の四第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

(表 略)